



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型) (年2回決算型) (愛称: 円債くん)



足もとの状況と今後の見通し

国内債券市場動向 (2024年5月)

足もとの国内長期金利(10年国債利回り)は上昇(価格は下落)しました。

5月上旬、日銀が円安に対するけん制姿勢を強めると、日銀の金融政策正常化に対する警戒感から10年国債利回りは小幅に上昇しました。

中旬は、日銀による定例の国債買い入れオペ(公開市場操作)で、残存期間5年超10年以下の長期国債の買い入れ額縮小が発表されると、日銀の金融政策に対する不透明感から10年国債利回りは上昇しました。

下旬は、日銀からインフレ目標達成に向けて自信を深めている印象のコメントが発信されたことなどを受けて、利上げ警戒感から10年国債利回りは上昇基調となり、5月末時点で1.07%まで上昇しました。

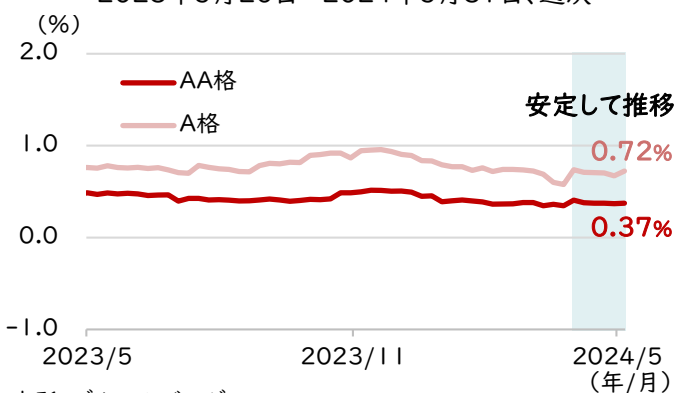
社債利回りも上昇しましたが、年度初からの買い需要および日銀の早期利上げ観測による金利先高観から企業の社債発行の意欲は強く、活発な起債が続いています。

また、堅調な企業決算が追い風となり、ベース金利上昇による利回り改善も好感され、社債と国債の利回り格差(スプレッド)は安定推移しました。

< 直近1年の10年国債の利回り推移 >
2023年5月末~2024年5月末、日次



< 直近1年の社債と国債の利回り格差の推移 >
2023年5月26日~2024年5月31日、週次



出所: ブルームバーグ

※国債・社債は残存期間10年、格付はR&I社を使用

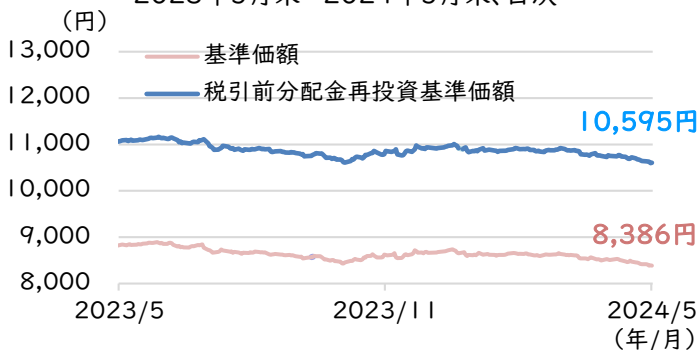
※AAA格のデータは取得不可のため、AAA格のグラフは記載しておりません。

当ファンドの運用状況

当ファンドは足もとの社債利回りの上昇(価格は下落)を受けて、軟調に推移しています。

組入状況については、欧米の主要中央銀行や、日銀の金融政策による社債市場への影響を考慮しつつ、利回り向上に向けて信用力および安定性が高いと判断した銘柄を厳選して組み入れています。

< 直近1年の毎月決算型の基準価額推移 >
2023年5月末~2024年5月末、日次



※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型) (年2回決算型) (愛称: 円債くん)



今後の見通し

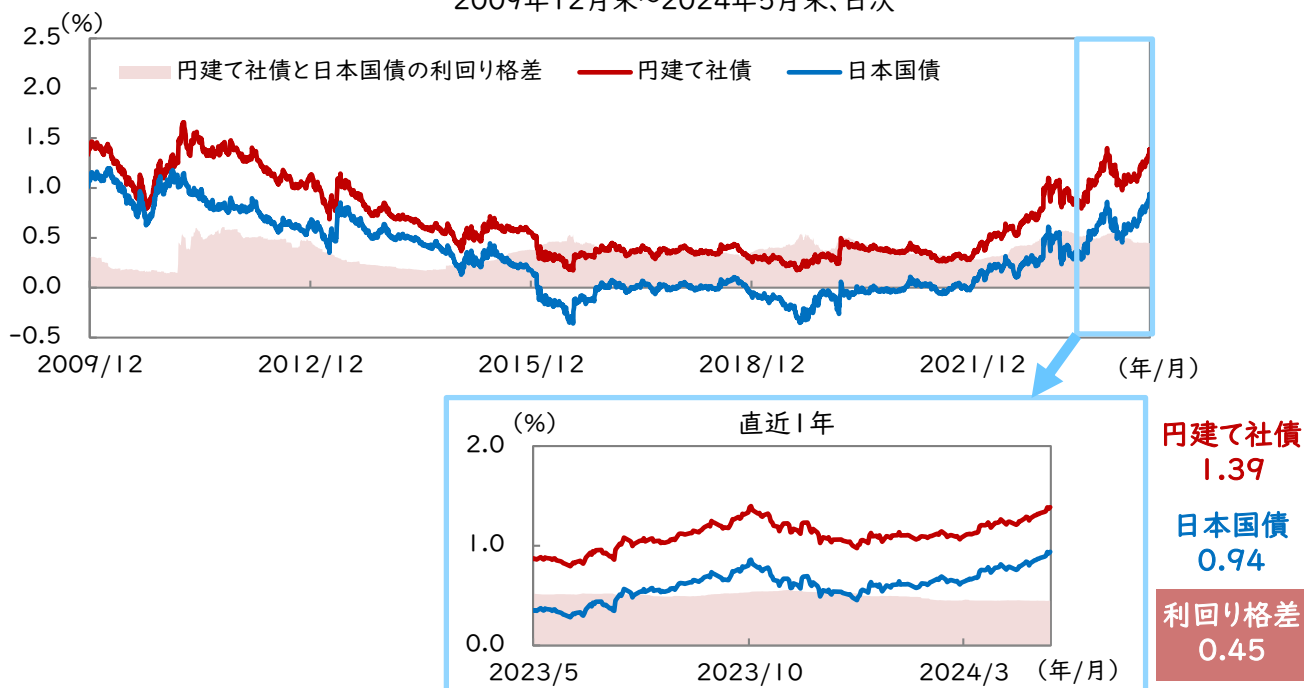
市場では、日銀の早期利上げや国債買い入れオペ（公開市場操作）減額に対する思惑がくすぶるものの、日銀は金融政策の変更が経済と物価に及ぼす影響を慎重に評価する必要性を指摘しています。

そのため当社は、追加利上げの決断に至るまでには時間を要すると考え、秋口には短期金利を0.25%まで引き上げ、当面は0.25%にて据え置くと予想します。また、日銀による国債買い入れについては、早ければ6月の日銀金融政策決定会合において国債買い入れオペ減額の方針について示す可能性があると考えています。

日銀の金融政策運営に対する不透明感が高まっていることは、長期金利の上昇要因になると考えます。ただし、現在の長期金利は日銀による追加利上げを相当程度織り込んだ水準にあると考えられるため、長期金利の上昇幅は限定的になると予想しています。

社債市場は、短期的には投資家による銘柄や投資年限の選別姿勢が再度強まる可能性はあるものの、国内企業のファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）は依然良好です。そのため、利回りを求めて社債市場に資金が流入する構図は継続し、信用力の高い銘柄を中心に、社債の利回りはおおむね安定して推移すると考えます。

< 円建て社債と日本国債の利回り比較 >
2009年12月末～2024年5月末、日次



円建て社債：NOMURA-BPI事業債（長期（7-11年））利回り
日本国債：NOMURA-BPI国債（長期（7-11年））利回り

出所：野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング

当ファンドの運用方針

当ファンドは、相対的に利回りが高い事業債を中心に組み入れる運用を行っています。

引き続き流動性の確保に留意しながら、信用力および安定性が高いと判断した銘柄でポートフォリオを構成し、残存年限の分散を図りつつ安定的な運用を目指します。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※上記は当資料作成時点の東京海上アセットマネジメントの見解であり、予告なく変更される場合があります。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型) (年2回決算型) (愛称:円債くん)

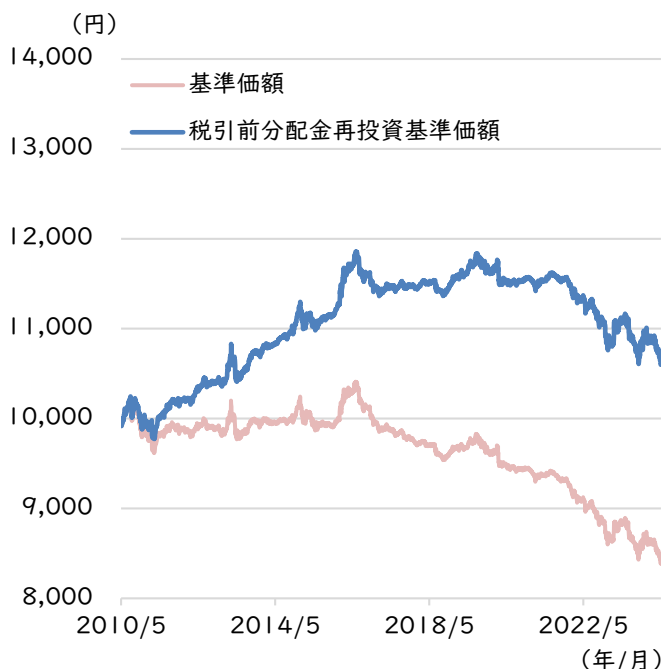


当ファンドの状況 (2024年5月末時点)

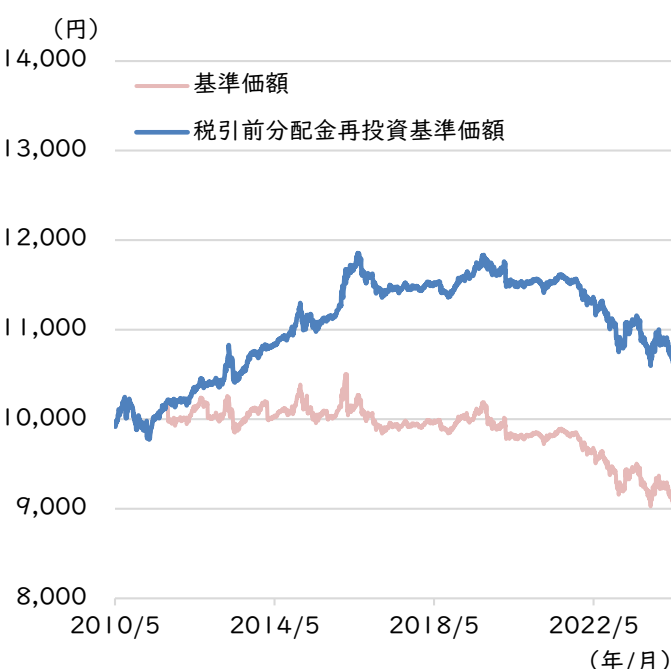
< 基準価額の推移 >

2010年5月28日(設定日)~2024年5月31日、日次

【毎月決算型】

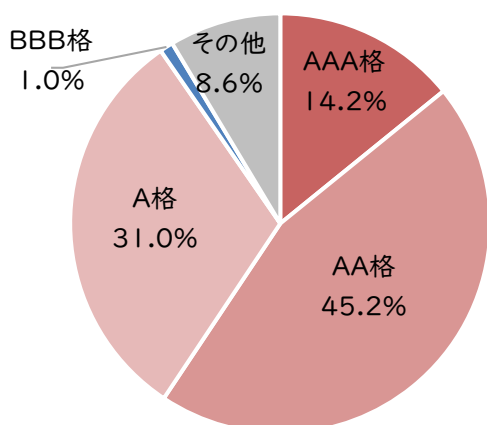


【年2回決算型】



※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

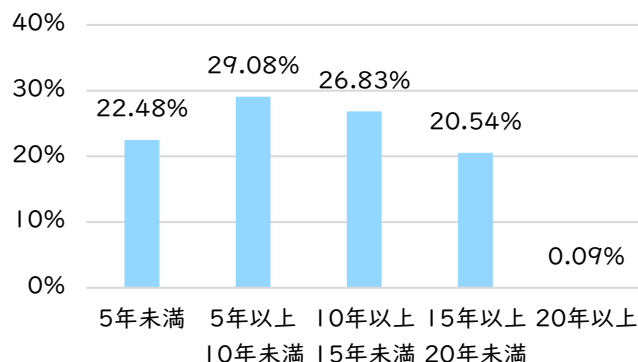
< 格付別構成比 >



< 保有債券の属性情報 >

修正デュレーション	9.22
最終利回り(複利、%)	1.37
直接利回り(%)	0.85

< 残存年限別構成 >



※格付別構成比の比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。
 ※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。
 ※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債等です。
 ※保有債券の属性情報は、各保有債券の数値の時価総額に占める割合で加重平均した値です。
 ※残存年限は、途中償還等を考慮して計算しています。
 ※残存年限別構成比の比率は、東京海上・円建て投資適格債券マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(年2回決算型)(愛称:円債くん)



当ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣後債等固有のリスク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。 また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 : 購入価額に**1.1%(税抜1.0%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 : ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) : ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
3%未満の場合	年0.572%(税抜0.52%)	4%以上5%未満の場合	年0.792%(税抜0.72%)
3%以上4%未満の場合	年0.682%(税抜0.62%)	5%以上の場合	年0.902%(税抜0.82%)

※2024年2月末時点の新発10年固定利付国債の利回り(終値)は、0.710%です。

その他の費用・手数料 : 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
- ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年66万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合にかかる費用
- 信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(年2回決算型)(愛称:円債くん)



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

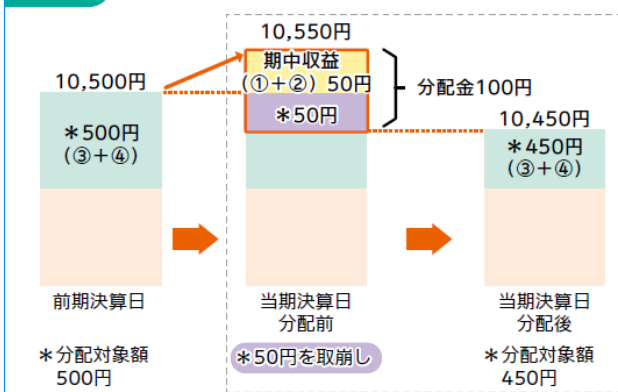
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

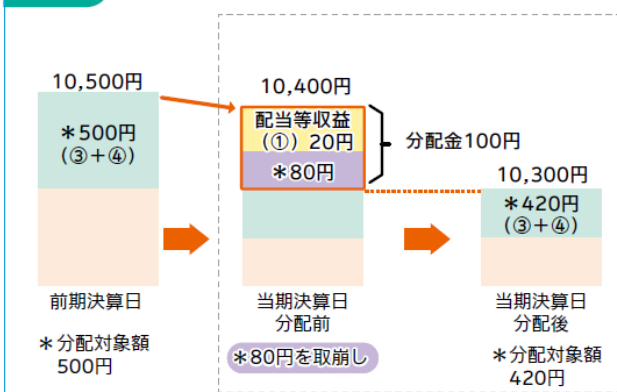
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



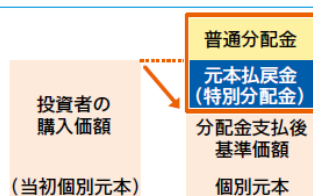
ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



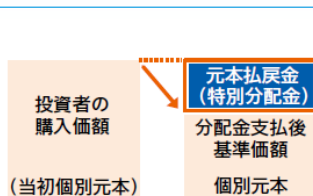
① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(年2回決算型)(愛称:円債くん)



お申込みメモ

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【毎月決算型】

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	信託期間	無期限(2010年5月28日設定)
	決算日	毎月23日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

【年2回決算型】

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	信託期間	無期限(2010年5月28日設定)
	決算日	3月および9月の各23日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)(年2回決算型)(愛称:円債くん)



販売会社(作成日時点)

商号(五十音順)	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会				年2回決算型 取り扱い販売会社
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	
株式会社 愛知銀行	○		東海財務局長(登金)第12号	○				
あかつき証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		○
株式会社 秋田銀行	○		東北財務局長(登金)第2号	○				○
株式会社 イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	○		関東財務局長(登金)第633号	○				○
auカブコム証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	○
SMBC日興証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○
株式会社 SBI証券		○	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)	○		関東財務局長(登金)第10号	○		○		○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	○		関東財務局長(登金)第10号	○		○		○
株式会社 京都銀行	○		近畿財務局長(登金)第10号	○		○		○
株式会社 常陽銀行	○		関東財務局長(登金)第45号	○		○		○
東海東京証券株式会社		○	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○
株式会社 栃木銀行	○		関東財務局長(登金)第57号	○				○
株式会社 名古屋銀行	○		東海財務局長(登金)第19号	○				○
株式会社 南都銀行	○		近畿財務局長(登金)第15号	○				
日産証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第131号	○		○	○	
株式会社 百五銀行	○		東海財務局長(登金)第10号	○		○		○
百五証券株式会社		○	東海財務局長(金商)第134号	○				○
松井証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第164号	○		○		○
マネックス証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○
みずほ証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	○		関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		○
楽天証券株式会社		○	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○
株式会社 琉球銀行	○		沖縄総合事務局長(登金)第2号	○				

■設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9時~17時

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【一般的な留意事項】 ■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。